

平成13年3月30日  
国土交通省

## 設計・施工一括発注方式導入検討委員会報告書について

わが国の公共事業への「設計・施工一括発注方式」の導入に向けて、各課題について検討いただくため、「設計・施工一括発注方式導入検討委員会」(委員長：國島正彦東京大学教授)を設置し、検討をお願いしていたところですが、このたび報告書がとりまとめられましたのでお知らせします。

### 問い合わせ先

国土交通省大臣官房地方課公共工事契約指導室	課長補佐	房州純一郎
TEL 03-5253-8111(内21962) 直通 03-5253-8919		
国土交通省大臣官房技術調査課	課長補佐	佐々木政彦
TEL 03-5253-8111(内22334) 直通 03-5253-8220		
国土交通省大臣官房公共事業調査室	専門官	麻山健太郎
TEL 03-5253-8111(内24295) 直通 03-5253-8258		
国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課	課長補佐	住田浩典
TEL 03-5253-8111(内23223) 直通 03-5253-8234		

# 設計・施工一括発注方式導入検討委員会報告書について（概要）

## ・設計・施工一括発注方式導入検討委員会について

### 1. 委員名簿（五十音順・敬称略）

委員長	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科環境学専攻	教授
委員	大森 文彦		弁護士
〃	小澤 一雅	東京大学大学院新領域創成科学研究科環境学専攻	助教授
〃	草柳 俊二	武蔵工業大学	非常勤講師
〃	腰塚 達郎	（社）建築業協会 （清水建設（株）執行役員プロポーザル本部長）	
〃	齋藤 隆	（社）日本土木工業協会 （鹿島建設（株）土木技術本部企画管理部 部長）	
〃	広瀬 典昭	（社）建設コンサルタンツ協会（日本工営（株）取締役）	
〃	古阪 秀三	京都大学大学院工学研究科建築学専攻	助教授
〃	湊 隆幸	東京大学大学院新領域創成科学研究科環境学専攻	助教授
〃	村尾 成文	（社）日本建築家協会 会長（（株）日本設計 取締役副会長）	
事務局	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 郵政事業庁、防衛施設庁		

### 2. 開催経緯

- 第1回 平成12年12月20日
- 第2回 平成13年1月31日
- 第3回 平成13年3月14日

## ・報告書骨子

### 1. 検討対象

一つの企業あるいは事業者が一体的に設計と施工を実施するもののうち、設計の契約と工事の契約を同時に行う方式。

### 2. 設計・施工一括発注方式が適している工事

- ・施工方法が異なる複数の案が考えられ、施工方法等によって設計内容が大きく変わるなど発注者が設計内容を1つの案に決められず、施工技術に特に精通した者の技術力を得て設計することが必要となる場合。
- ・設備工事等で設計と製造が密接不可分な場合。
- ・完成までに非常に厳しい工程を強いられ、設計を終えてから工事を発注するという時間的余裕がない場合（契約時点で仕様が不確定なものを除く。）
- ・工事発注用の設計図書として事前に詳細設計レベルまで準備しない場合。

### 3. リスク分担の考え方

注) ここでいうリスクとは、工期内における工事費(含む設計費)の増加又は工期延長を招く不確定要因を指す。

1. 想定するリスクを洗い出し、その性質を把握することにより、リスクに対する分担を明らかにする。
2. 原則としてリスクは受注者が負担。
3. 受注者が負担できないリスクがある場合には、発注者が負担。
4. 発注者が負担するリスクは、契約図書に明記。
5. 発注者が入札手続き及び契約前に提供する資料は、設計条件として提供するものと参考として提供するものとを明確にする。

### 4. 企業選定手続

#### (1) 企業形態

現行制度で実施可能なのは設計部門を有する施工会社への発注。

建設コンサルタント又は建築設計事務所と施工会社の連合体(コンソーシアム等)の制度化について検討が必要。

#### (2) 企業に求める資格、技術者

元請となる企業(体)に対しては、設計、施工双方の資格の保有及び技術者の配置を求めることが必要。

#### (3) 企業選定方法

技術提案総合評価方式もしくは、技術提案価格競争方式を基本。

手続きは、入札時VE方式等技術提案を受け付ける入札契約方式に準拠。

### 5. 予定価格の算定方法及び設計変更の考え方

#### (1) 予定価格の算定方法

数量等がある程度把握できる標準的な設計を実施し、概算数量により予定価格を算出。標準的な設計を発注者が行うことが困難な場合等は、見積り等を活用。

#### (2) 設計変更

設計に関するリスクは原則として受注者が負担することから、発注者から変更要請があった場合、発注者がリスクを負担すべき事象が発生した場合等を除き、通常の場合、設計変更は行わない。

### 6. 発注者の関与のあり方

発注時に要求事項を明示し、要求した事項が確実に実施されているか確認を行う形が基本。発注者が要求した事項の変更指示を行った場合には、工事費の変更が必要。